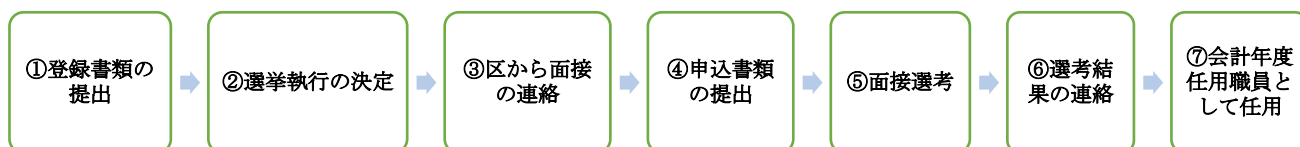


令和6年度採用
横浜市瀬谷区 会計年度任用職員（選挙事務補助業務・日額職）
名簿登録の募集案内

会計年度任用職員（選挙事務補助業務・日額職）登録は、登録用紙の提出をもって名簿に登録され、令和6年度に選挙が執行される際に、名簿登録者の中から選考を行い、任用を決定します。登録を希望される方は、こちらのご案内をご確認いただき、登録用紙を提出してください。

1 登録の申込み・選考の流れ



○ 名簿登録書類提出について

裏面の勤務条件および登録条件をご確認の上、「瀬谷区会計年度任用職員（選挙事務補助・日額職）登録用紙」に必要事項をご記入いただき、下記申込先に郵送又は持参にてご提出ください。登録用紙はホームページよりダウンロード又は区役所総務課統計選挙係3階38番窓口でもお渡ししています。

【申込先】

〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190番地
瀬谷区役所総務課 選挙事務採用担当 あて
※持参される場合は、平日午前8時45分から午後5時の間に、
瀬谷区役所3階38番窓口へお越してください。

◆注意事項◆ ～必ずお読みください～

- (1) 名簿登録は、任用を保証するものではありません。
ご登録いただいても、勤務条件等に合致しない場合、面接の連絡は行いません。
勤務条件及び登録要件等が合致する登録者に面接選考をご連絡します。
- (2) 名簿登録の有効期限は令和7年3月31日までです。登録していただいた方は任用後、選挙が実施された場合において、再度登録していただく必要はありません。
- (3) 登録いただいた方の中から、令和6年度に選挙が執行される際に面接選考についてご連絡します。

2 業務内容

選挙業務全般に関する事務補助、物品仕分け、書類整理、データ入力、その他大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）等

3 勤務条件等

- (1) 身分
地方公務員法第 22 条の 2 に定める一般職
- (2) 職種
選挙事務補助
- (3) 任用期間
投票日の約 1 か月前から選挙執行日の 5 日後までの期間（予定）
- (4) 勤務日
月～金曜日のうち、週 3 日程度
※土日に勤務していただく場合もあります。
※勤務日については後日決定します。
- (5) 勤務時間
午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分（休憩時間 1 時間を含む）
- (6) 勤務場所
瀬谷区役所
- (7) 募集人数
数名
- (8) 報酬額（予定）
時給 1,220 円、通勤費用を別途支給
- (9) 休暇
横浜市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則のとおり
- (10) 社会保険
法令による加入要件を満たす者について、雇用保険、厚生年金保険及び健康保険（全国健康保険協会）に加入。
※その他、勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

4 登録要件

- (1) 行政の選挙事務の経験のある方又は選挙事務に興味関心のある方
- (2) 任用期間中、選挙運動又は政治活動に関与しない者であること
- (3) 暴力団員その他の反社会的勢力に該当しない者であること
- (4) 次に掲げる地方公務員法第 16 条に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - オ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる者

5 個人情報の取扱い

提出された書類及びそれに記載された個人情報は、今回の申込み、登録及び選考の目的のみに使用し、当該書類の行政文書としての保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

ただし、採用された方の個人情報については、任用期間中も雇用管理の目的で使用するものとし、任用終了後は、同様に保存期間が満了した後、速やかに廃棄します。

6 問合せ先

瀬谷区役所総務課統計選挙係 選挙事務採用担当 TEL：045-367-5616 FAX：045-366-9657